

2015年度 九州大学 前期 国語

一 随筆

難易度	所要時間	出典	傾向と対策
★★★★☆	40分	渡辺保『私の歌舞伎遍歴』からの出題。渡辺保は演劇評論家で、その対象は、歌舞伎などの古典演劇から現代演劇まで幅広い。代表作に、『女形の運命』、『忠臣蔵 もう一つの歴史感覚』、『俳優の運命』などがある。	本文で用いられている語彙のレベルは標準的なものであったと思われる。そのぶん、本文を読み解くのは容易だと感じたかもしれないが、論理の流れを厳密に捉えて考えようとする、受験本番で正しい解答を導き出すのはかなり困難だったと推測される。基本的に、本文で語られているのは、筆者がどのようにして歌舞伎を「知る」に至ったか、という内容であり、これに沿って考えていくことが求められる。 問1は、随筆文の中で使われた意味がぼんやりした言葉に焦点を当て、その意味をはっきりさせるといふ問題だった。問2は、本文の論旨を簡潔に説明するという問題で、傍線部周辺の情報だけでは解答できない問題であった。問3

傾向と対策

は、「歌舞伎を好きになることは歌舞伎を知ることの（必要）条件である」といえるのはなぜかを説明する問題だった。受験本番で焦りがある状態だと、「十分条件」であることを補足しているようにみえる解答を書いてしまいかねない問題だったと思われる。問4では、「羽左衛門が出発点となって歌舞伎を知るに至った」という本文の論旨を理解していることを簡潔に説明することが求められた。問5は、「即時性」を感じさせる本文の表現を手掛かりに、時系列・因果関係を考えて解答を書くことになる。本文に明示されていない内容についても考える必要があり、非常に難しい問題だった。問6では、「脱出」をどのように言い換えるか、本文中の複数の箇所を根拠に考える必要があった。まず、根拠とすべき箇所が複数あることに気づき、そのうえで適切な言い換えを考えなければならず、こちらも難問だった。問7は少し難易度の高い漢字の書き取り問題だった。

論旨そのものを捉えることはそれほど難しくないと考えられる。しかし、だからと言って、設問で求められている内容をうまく説明できるとは限らない。問1・2・4のような問題を確実に得点したうえで、問3・5・6などの問題で制限時間内にどこまで正確に設問に答えられるかで、差がついたものと思われる。間違えた問題については、何度も解き直すことで、難しい問題に対応できる力をつけることができるだろう。また、同じ大学を志望する友達と、自分が書いた解答をお互いに見せ合って意見交換をすることで、「論理的

傾向と対策

に正しく本文を理解できていたのか」、「自分が考えていたことを他の人もわかるように説明できているのか」、「他の意味にも取れるような文章を書いてしまっていないか」などを確かめることができるだろう。

解答

問 1 ⑤

問 2 歌舞伎を知る点。(8 字)

問 3 歌舞伎を知ることは、必ずしも生存に必要ではないが、歌舞伎を知るためには、歌舞伎を見るという形で、長期間にわたってそれとかわることが求められるから。(74 字)

問 4 舞台を実際に見ていないという劣等感をもち、直接見るという体験には到底到達できないとわかったうえで、羽左衛門という見たことがない役者について想像力を働かせるという苦しみを伴う過程は、筆者が歌舞伎を知るうえで重要な働きをしたということ。(116 字)

問 5 『三人吉三』での羽左衛門と源之助のせりふの読み方には、硬質さを感じるかやわらかさを感じるかという相違点があることに気づき、その後、前者は立役で後者は女形だと知って、半四郎は源之助より優れた女形であったこと、『三人吉三』の初演は半四郎であったこと、吉三は黙阿弥が半四郎のためにその芸風が活きるように書いた役であったことに思い至り、体験と知識が結びついて歌舞伎の役を理解するという経験をしたから。(196 字)

問 6 歌舞伎を知るのに重要な働きをすることになる羽左衛門と出会い、実際にその舞台を見たことがないことに対して劣等感を抱くことにな

るが、羽左衛門を出発点としてさまざまな想像をするという過程を経て歌舞伎の役を理解することができ、歌舞伎のことを深く知ることができたと感じ、また、劣等感からも解放されたこと。(147 字)

問 7 ① 籠(った)・箆(った) ② 寄席 ③ 我慢 ④ 講師
⑤ 誘拐

本文解説

段落解説

I 羽左衛門との出会いと羽左衛門についての幻想(第1〜第8段落)

筆者は疎開先の母親の実家の蔵で歌舞伎の「勧進帳」のレコードを聞き、羽左衛門の声に魅了される。疎開前には歌舞伎座で別の歌舞伎役者を見た経験があり、「東京へ帰ることができたならば第一に羽左衛門を見たいと思った」のであった。

しかし、羽左衛門は急死してしまい、筆者の羽左衛門を見たいという願いは叶わぬ夢となってしまった。その喪失感は幼い筆者にとって非常に大きいものだった。歌舞伎界は、羽左衛門の空白を埋めるために代役として海老蔵を起用し、たちまち海老蔵は人気役者になった。しかし、両者は、声の質、芸風などが異なるため、筆者個人の喪失感を埋めることはできなかった。また、同級生や先輩から、羽左衛門の舞台を見たときの話を聞かされた、筆者はやりきれない気持ちになった。そしてそのたびに、筆者の心の中では羽左衛門についての幻想が膨らんでいった。しかし、幻想はあくまで実際に見るという経験には及ばず、劣等感に苛まれることになる。筆者が「この羽左衛門への幻想が実は重要な意味をもっていることを知ったのは、はるか後になってのことであった」。

Ⅱ 歌舞伎を知る二つの条件(第9〜第22段落)

歌舞伎を知るにはどうすればいいのかよく聞かれるが、筆者はどう答えていいかわからないという。というのも、筆者にとって「歌舞伎は知ろうと思う前に」「目の前にすでにあった」ものであったからだ。

筆者の家は、家族全員が芝居好きだったという。そういう環境で育ったため、「知ろうだの入門しようだのと思ったことがないのに、いつの間にか歌舞伎を見るようになった」のであった。そのため、筆者は歌舞伎をどう知ったらいいかという質問には答えられないのである。

ただ、「そういう質問をたびたび受けるようになって思うのは、歌舞伎を知る第一のコツは見て好きになることである」という。生きていくために必要不可欠なものであれば、それが嫌いであつても我慢できるし、さらに言えば、我慢するしかない。しかし、生きていくために必ずしも必要でないものなら、嫌いになればやめてしまえばいい。そして、人間は「芝居がなくとも生きていける」のだから、「歌舞伎を知る第一の条件は、歌舞伎が好きになること」なのだという。

「しかし好きだというのは必要条件ではあるが十分条件ではない」という。羽左衛門についてあれこれ想像することが十分条件であつた、すなわち、その想像こそが歌舞伎を知るうえで重要な働きをしたのだという。羽左衛門という「見たこともない役者に興味をもつ」筆者は、『羽左衛門』の幻想とその舞台を見ていないコンプレックスに悩まされてきた」が、「散々苦しんだ揚句に、この苦しみこそが実は歌舞伎を知るうえで大事なのだと思うようになった」のである。「見たこともない役者について空想し、それを知ろうとする心の働きのもつ効用」は無視できないし、「第一、それも楽しみの一つなのである」。羽左衛門の映像、レコード、ブロマイド、文章など、「羽左衛

門像」をつくる手がかりになるものは無数にある。「しかしいくら精密に資料をかさねていったとしても、たつた一度でも羽左衛門を見たという体験には到達できない」。それでも、「あゝでもない、こゝもあつたらうかと考え、想像する力」が重要なのだという。「絶対到達不可能なものへ挑戦していく、そのプロセスそのものが歌舞伎を知る二番目の条件だと筆者は考えている。

Ⅲ 歌舞伎を知ると感じるに至った実体験(第23〜第34段落)

筆者は、戦争が終わって東京へと帰ってきた。レコード屋で羽左衛門の『三人吉三』のレコードを買い、たちまち夢中になった。しかし、他の役者の『三人吉三』も聞きたくなくて、源之助のレコードを買った。そこで、羽左衛門と源之助の間には、共通点と相違点があることに気づく。「共通点は二人ともせりふをなんの反省もなく、ひたすら歌い上げていることである」。『三人吉三』は黙阿弥の作品で、「黙阿弥はこういわなければいけないんだということ」を学んだという。「相違点は、羽左衛門の硬質さに対して源之助のやわらかさ」であつた。これは、「羽左衛門が立役であるのに対して、源之助は女形だからであつた」。そして、それを知ったときに、筆者は驚きと感動を得た。

吉三は、黙阿弥が半四郎のために書いた役である。半四郎は、「江戸最後の『太夫(女形の尊称)』といわれた女形」だった。黙阿弥は座付作者で、「初演の役者の芸風が生きるように人間を造形している」。このため、「歌舞伎の役を理解するのに、初演は誰であつたかを知ることが必要」なのである。筆者は、「羽左衛門から出発して源之助、半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した」。これは、羽左衛門を想像する力によるものであつた。「歌舞伎を知る第一条件が好きなことだとしても、第二の条件はこの空想力である」という。筆者は羽左衛門、源之助、半四郎といった役者を直接見た

ことはない。しかし、「この決して到達することのない地点を夢見る力がなければ、歌舞伎を知ることができない」という。少なくとも筆者は、そこまですみだりに、歌舞伎を深く理解したと感じ、羽左衛門を実際に見ていないという劣等感から解放されたのだという。

百字要旨

歌舞伎を知る二つの条件は好きであることと想像すること、実際に、羽左衛門という見たことがない役者について想像することで歌舞伎を知るに至ったと感じ、羽左衛門を実際に見ていないという劣等感から解放された。

(100字)

用語解説

―出典：『広辞苑 第六版』(岩波書店)

蕩然 広大なさま。

あとかたのないさま。

(注)「繰り返し繰り返しレコードを聞いて、ついには富樫のせりふをソラでいえるようになった」という表現からは、この場面では「蕩然」よりも「陶然(気持ちよく酔ってうっとりするさま)」のほうが適切であるように感じるが、ここでは原文を尊重することにする。

ソラ(空) 地上に広がる空間。

空模様。

落ち着くところのない、不安定な状況。

心が動揺し落ち着かないこと。

根拠のないこと。

無益なこと。

暗記。

うえ。

疎開 滞りなく通すること。

戦況に応じて隊形の距離・間隔を開くこと。

空襲・火災などの被害を少なくするため、集中している人口や建造物を分散すること。

稀代 世にまれなこと。

あやしむべきこと。

興行 催すこと。

興したてること。

客を集め、入場料をとって演劇・音曲・相撲・映画・見世物などを催すこと。

いきおい 活動力。

他を圧する力。

物事が進行するはずみ・成りゆき。

コンプレックス 心の中で抑圧されて意識されないまま複雑な感情を担っている表象の複合体。

インフェリオリティー・コンプレックス。劣等感。

揚句 連歌・連句の最後の七・七の句。

終わり。結局。

実証的 単に施行によって論証するのではなく、経験的事実の観察・実験によって積極的に証明されるさま。

効用 使い道。

役に立つこと。効き目。

財・サービスが人の欲望を満たし得る能力の度合い。

心持ち 物事を見分し、何かを感じ取った心の状態。

気持ち。

ほんの少し。

夢幻 夢と幻。実体がなく、無常ではないことを例えている語。

設問解説

問 1

解答 ⑤

難易度 ★★☆☆☆

設問パターン 特殊型

解答範囲 I (第1～第8段落、特に第5・第6段落)

解説

この問題は「複数の選択肢の中から正しいものを選ぶ」という問題であるが、やはり、「初めから選択肢に頼って解答を出す」ことは避けたい。「記述式の問題として解いてみて、自分がつくった解答に近いものを選択肢の中から探す」というプロセスで解答すれば、「ひっかけ」の選択肢にだまされることも防げるだろう。今回は、「いい人」がどういう意味か、選択肢の中から最も適当なものを選ぶという問題だったので、「いい人」がどういう意味かという説明を記述することを求められたと考えて、解答を考えていく。

傍線部は、「しかし」とも羽左衛門と海老蔵では声の質も違うし、海老蔵は本当は毛剃とか熊谷とか仁木弾正とか、『馬盟』の光秀がいい人だから、芸風も違う。」という一文に含まれている。「しかし」とあるので、この一文は「しかし」以前の内容を踏まえた内容であることがわかる。「しかし」より前の部分では、「筆者は羽左衛門を直接見たいと思っていたが、羽左衛門

は急死してしまった。一方、歌舞伎界は、羽左衛門の空白を埋めるために、代わりに海老蔵を前面に押し出し、海老蔵はたちまち人気役者になった。」というような内容が書かれている。このことを踏まえると、「しかし」は、「羽左衛門も海老蔵も人気役者であった」という内容を受けて、「羽左衛門と海老蔵には異なるところがある」という内容へとつなぐ役割をしていると予想できる。

羽左衛門	・ 人気役者	・ 声の質	・ ???	・ 芸風
海老蔵	・ 人気役者	・ 声の質	・ 「毛剃、熊谷：がいい人」	・ 芸風
共通点		相違点		

両者とも人気役者であるが、その芸風が異なっていて、その根拠として、声の質が違うこと、海老蔵が「毛剃とか熊谷とか仁木弾正とか、『馬盟』の光秀がいい人」(第6段落1文目)であることが挙げられているのだとわかる。このように考えると、「いい人」というのは、「特定の役が」合っている人、似合う人」といった意味であることが推測できる。ここまで考えて選択肢を見てみると、「⑤似合う人」だけがここまでの考察と合致するとわかる。以上より、解答は⑤となる。

《参照箇所》

① 第5段落1～3文目、第6段落1文目

問 2

解答 歌舞伎を知る点。(8字)

難易度 ★★☆☆

設問パターン 要旨把握型

解答範囲 本文全体 (特に第16段落、第22段落)

解説

傍線部は、「しかしこの羽左衛門への幻想が実は重要な意味を持っていることを知ったのは、はるか後になってのことであった。」という一文に含まれている。「しかし」はこの一文の直前の部分を受けており、「この羽左衛門への幻想」は、「それに同級生やほんの二、三年違いの先輩は、羽左衛門は私の心の蔵の中に閉じ籠ったままであった」という内容を踏まえた表現であることがわかる。さらに、この部分の冒頭の「それに」は、直前の「海老蔵の人氣が羽左衛門の空白を埋めたことは事実だが、私個人の喪失感を埋めることはできなかった」の部分を受けている。

さて、このことを踏まえてもう一度本文をみると、「この羽左衛門への幻想」がどういう点で「重要な意味をもっている」かについては、傍線部付近には書かれていないことがわかる。そこで、しばらく読み進めていくと、第16段落3～5文目で、「見たこともない役者に興味をもつ。私は『羽左衛門』の幻想とその舞台を見ていないコンプレックスに悩まされてきた。そしてさんざん苦しんだ場面に、この苦しみこそが実は歌舞伎を知るうえで大事なのだと思うようになった。」と書かれていることに気づく。さらに、第22段落1～3文目では、「にもかかわらず、あゝでもない、こうもあつたらうかと考え、想像する力が大事だろうと思う。絶対到達不可能なものへ挑戦していく力。あゝでもない、こうでもないと思う、そのプロセスそのものが私は歌舞伎を知る、二番目の条件だろうと思う。」とある。したがって、「幻想」が「重要な意味をもっている」というのは、「歌舞伎を知ることにつながっている点」においてであることがわかる。ただし、この設問では、10字以内で説

明することが求められているので、最終的な解答は、「歌舞伎を知る点。」とする。

《解答要素》

① 歌舞伎を知る点

《参照箇所》

① 第16段落3～5文目、第22段落1～3文目

問3

解答

歌舞伎を知ることとは、必ずしも生存に必要ではないが、歌舞伎を知るためには、歌舞伎を見るところという形で、長期間にわたってそれとかわることが求められるから。(74字)

難易度 ★★☆☆

設問パターン 要約型+理由補填型

解答範囲 II (第9～第22段落、特に第10段落、第13・第14段落)

解説

傍線部冒頭に、「したがって」とあるので、傍線部は直前の内容を受けたうえでの表現だとわかる。第12・第13段落を見ると、「歌舞伎を知る第一のコツは見て好きになることである。」(第12段落1文目)、「好きでなければどうしようもない。人はパンのみで生きるものにあらず。しかしパンを得るためには嫌いでもつらくとも我慢できるし、またするしかないが、パン以外のものは嫌いならやめればいいのである。人間はパンがなければ生きていけないが、芝居がなくとも生きていけるからである。」(第14段落1～4文目)とあり、この部分から、「歌舞伎を知る」ための条件として「歌舞伎が好きになること」が挙げられる理由が読みとれる。ここでのポイントは、歌舞伎

は「パン」ではないということである。つまり、「歌舞伎は生存に必要不可欠のものではない」ということである。このことを踏まえると、「必ずしも生存に必要ではない歌舞伎を知るためには、まずはそれを好きになることが必要である」というような説明ができることがわかる。

さて、ここまで考えたうえで、改めて第13段落をみると、「しかしそういう質問をたびたび受けるようになって思うのは」(第13段落1文目)とあり、冒頭の「しかし」から判断して、第12・第13段落の内容はこれより前の部分を受けた内容であったことがわかる。また、第13段落1文目の「そういう質問」が何を指しているかと考えると、これは、第12段落1文目の「どう知ったらいいかという質問」のことを指しているとわかる。さらに、第12段落1文目には、「だから私には、どう知ったらいいかという質問には答えられないのである。」と、冒頭に「だから」が含まれており、第12段落もこれより前の部分を受けた内容であることがわかる。さかのぼって本文をみていくと、第12段落は第9～第11段落の内容を受けていることがわかる。第9～第11段落を見ると、「筆者にとって、歌舞伎は『知ろうと思う前に』『目の前にすであつた』ものであり、芝居好きの家庭で育ち、『いつの間にか歌舞伎を見るようになった』というような内容が書かれている。これは、裏を返せば、筆者が歌舞伎を「知っている」のは、家族と過ごす時間の中で自然と歌舞伎を「見ていた」(それもかなり長期間にわたって「見ていた」)からだということを意味している。これは、第13段落1文目の「歌舞伎を知る第一のコツは見て好きになることである。」という表現とも合致する。つまり、「歌舞伎を知る」ための条件として「歌舞伎が好きになること」が挙げられているもう一つの理由として、「歌舞伎を知るためには、長期間にわたって歌舞伎を見る必要があるから」というものがあるとわかる。「好きでもないものと継続してかわり続けることは難しい」ということだろう。こ

れは、傍線部直後の「そこ」(「歌舞伎が好きになること」)にはどんな理屈も何もない(第14段落2文目)という表現とも合致する内容である。つまり、「歌舞伎を知っている」ということは、「理屈抜きで歌舞伎が好きである」ということを意味する(それほど好きでなければ、必ずしも生存のために必要なものと長期間にわたってかわり続けることはできない)ということである。

なお、解答を書く際には、第15段落1文目の、「しかし好きだというのは必要条件ではあるが十分条件ではない」の部分もおさえておきたい。「必要条件」が何かピンとこない人は、数学Ⅰ「論理」の内容をもう一度学習しよう。さらに、この文の冒頭の「しかし」から、この文は第14段落1文目の「歌舞伎を知る第一の条件は、歌舞伎が好きになること」を受けているとわかるので、この部分から、『歌舞伎を知る』ということから必然的に『好き』が導かれる」という対応関係が明らかになる。つまり、解答では、「歌舞伎を知っているなら、それは、当然歌舞伎が好きだということである」となぜ言えるのか(「当然」と考える理由は何か)を説明しなければならぬということに注意して、説明を書いていくことが求められる。したがって、絶対に、「歌舞伎のことが好きだから歌舞伎のことを知ることができた」というような主張にみえるような説明を書いてはいけない。

解答は、「歌舞伎を知ることは、必ずしも生存に必要ではないが、歌舞伎を知るためには、歌舞伎を見るという形で、長期間にわたってそれとかわることができるから。」となる。

《解答要素》

- ① 歌舞伎を知ることは、必ずしも生存に必要ではないが、
- ② 歌舞伎を知るためには、歌舞伎を見るという形で、

③ 長期間にわたってそれとかわかることが求められるから

《参照箇所》

① 第14段落2～4文目

② 第11段落6・7文目、第13段落1文目

③ 第11段落7文目

問4

解答

舞台を実際に見ていないという劣等感をもち、直接見るという体験には到底到達できないとわかったうえで、羽左衛門という見たことがない役者について想像力を働かせるという苦しみを伴う過程は、筆者が歌舞伎を知るうえで重要な働きをしたということ。(116字)

難易度 ★★☆☆

設問パターン 要約型

解答範囲 II (第9～第22段落、特に第14・第15段落、第17段落、第21・

第22段落)

解説

傍線部直前に、「しかし好きだというのは必要条件であるが十分条件ではない」(第16段落1文目)とあり、「十分条件」についてここでも触れられているため、傍線部はこの部分を受けた表現であることがわかる。さらに、冒頭に「しかし」とあるので、これより前の部分を受けた内容であることもわかる。そこで、少しさかのぼって本文を見てみると、第14段落1文目に「歌舞伎を知る第一の条件は、歌舞伎が好きになること」とあり、このことから、傍線部周辺の本文では、次のような対応関係を説明していたことがわかる。

歌舞伎を知る	歌舞伎を知る
←	→
歌舞伎が好き	「羽左衛門」

必要条件と十分条件が何を意味しているのかピンとこない人は、数学Ⅰ「論理」の内容をもう一度学習しよう。文字通りにとれば、傍線部は『羽左衛門』は『歌舞伎を知る』が成立するために十分な仮定である」ということを表している。これではなんのこともよくわからないので、「羽左衛門」が何を意味するのかについて考えていこう。第16段落4・5文目を見ると、「私は『羽左衛門』の幻想とその舞台を見ていないコンプレックスに悩まされてきた。そしてさんざん苦しんだ揚句に、この苦しみこそが実は歌舞伎を知るうえで大事なのだと思うようになった。」とある。さらに、第21段落1～3文目、第22段落1～3文目を見ると、「羽左衛門について書かれたものは、明治からその没後まで、これまた無数にある。そこから羽左衛門像をつくることもできる。しかしいくら精密に資料をかさねていったとしても、たった一度でも羽左衛門を見たという体験には到達できない。絶対不可能である。にもかかわらず、あゝでもない、こうもあつたらうかと考え、想像する力が私は大事だろうと思う。絶対到達不可能なものへ挑戦していく力。あゝでもない、こうでもないと思う、そのプロセスそのものが私は歌舞伎を知る、二番目の条件だろうと思う。」とある。したがって、「羽左衛門」というのは、「舞台を実際に見ていないという劣等感をもち、直接見るという体験には到底到達できないとわかったうえで、羽左衛門という見たことがない役者について想像力を働かせるという苦しみを伴う過程」のことを指しているとわかる。したがって、『羽左衛門』は『歌舞伎を知る』が成立するために十分な仮定である」という表現は、「羽左衛門という見たことがない役者について

想像力を働かせるという過程は、歌舞伎を知るうえで重要な働きをした」というような意味をもっていると考えられる。

解答は、「舞台を実際に見ていないという劣等感をもち、直接見るという体験には到底到達できないとわかったうえで、羽左衛門という見たことがない役者について想像力を働かせるという苦しみを伴う過程は、筆者が歌舞伎を知るうえで重要な働きをしたということ。」となる。

《解答要素》

- ① 舞台を実際に見ていないという劣等感をもち、
- ② 直接見るという体験には到底到達できないとわかったうえで、
- ③ 羽左衛門という見たことがない役者について想像力を働かせるという苦しみを伴う過程は、
- ④ 筆者が歌舞伎を知るうえで重要な働きをしたということ

《参照箇所》

- ① 第16段落4文目
- ② 第21段落3文目
- ③ 第18段落1文目、第22段落1文目
- ④ 第16段落5文目、第22段落3文目
- ⑤ 第16段落1・2文目、第15段落1文目

問5

解答

『三人吉三』での羽左衛門と源之助のせりふの読み方には、硬質さを感じるかやわらかさを感じるかという相違点があることに気づき、その後、前者は立役で後者は女形だと知って、半四郎は源之助より優れた女形であったこと、『三人吉三』の初演は半四郎であったこと、吉

三は黙阿弥が半四郎のためにその芸風が活きるように書いた役であったことに思い至り、体験と知識が結びついて歌舞伎の役を理解するという経験をしたから。(196字)

難易度 ★★★★★

設問パターン 要約型

解答範囲 Ⅲ(第22～第33段落、特に第27～第30段落)

解説

傍線部は、「そしてそれを知った時に、私はアツと思った。」という一文に含まれている。冒頭に「そして」があるので、傍線部はこれより前の部分を受けた内容であることがわかる。そこで、傍線部より前の部分を見ていくと、第27段落1・2文目に「相違点は、羽左衛門の硬質さに対して源之助のやわらかさである。それは羽左衛門が立役であるのに対して、源之助は女形だからであった。」とあり、これを受けた内容だとわかる。さらに、傍線部中の「それ」は、「羽左衛門が立役であるのに対して、源之助は女形だからであった」という内容を指しているのだということもわかる。また、傍線部中の「アツと思った」という表現であるが、これが具体的にどのような気持ちを表しているのかは本文中に書かれていない。一般的に、「あつ」という言葉で表されるのは、驚きや感動といった感情である。そこで、「アツと思った」という表現については、「感動した」、「驚いた」といった内容を表しているものとみなして考察を進めていくことにする。つまり、さしあたっては、「羽左衛門が立役であるのに対して、源之助は女形であるということを知って、感動した・驚いた」理由について考えていくことになる。

傍線部より後ろの部分を読み進めていこう。第32段落1文目を見ると、「羽左衛門から出発して源之助、半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した。」とある。これは、「羽左衛門が立役であるのに対して、源之助は

女形であるということを知って…」という傍線部の内容と関係すると予想がつく。そこで、「半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した。」(第32段落1文目)の部分をもう少し詳しくみていくことにする。第29段落2～4文目を見ると、「八代目半四郎は明治十五(一八八二)年に死んだ江戸最後の『太夫(女形の尊称)』といわれた女形。源之助は浅草田圃(浅草の地名)に住んでいたために『田圃の太夫』といわれたが、『田圃の太夫』は半四郎の『太夫』に対する、後輩の、あるいは二流のという意味を含んでいる。」とある。さらに、第29段落1文目を見ると、『三人吉三』のお嬢吉三は、黙阿弥が八代目岩井半四郎のために書いた役である。」とあり、第29段落1・2文目には、「黙阿弥は歌舞伎の狂言作者がほとんどそうであるように、座付作者であった。だから初演の役者の芸風が生きるように人間を造形している。」とある。続く第31段落1文目には、「歌舞伎の役を理解するのに、初演は誰であったかを知ることが必要なのは、このためなのである。」ともある。これらが、「半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した」の表す内容であると思われる。

さて、傍線部との対応関係がかなり煩雑になってきたので、ここで一度時系列を意識して状況を整理しておこう。

羽左衛門に興味をもつ

← 羽左衛門が出演している『三人吉三』のレコードを買う

← 他の役者の『三人吉三』も聞きたくなり、源之助が出演している『三人吉三』のレコードを買う

← 羽左衛門と源之助のせりふの読み方には相違点があると気づく

← (a) 羽左衛門は立役で源之助は女形だと知る

← (b) 半四郎は源之助より優れた女形であることを知る

← (c) 『三人吉三』の初演は半四郎であることを知る

← (d) 吉三は黙阿弥が半四郎のために書いた役であることを知る

← (e) 歌舞伎の役を理解する

← アツと思う(驚く・感動する)

さて、半四郎や『三人吉三』の初演、黙阿弥といった情報は、本文のこの部分で初めて語られるので、筆者もこの順で知識を得ていったのだと考え、先ほどのようなフローチャートを作成した。しかし、傍線部の「それを知った時に、私はアツと思った」という表現から感じられるのは、「ただちに驚いた・感動した」というような即時性である。一方、先ほどのフローチャートからは、「(a)」という知識を得て、次に、「(b)」という知識を得て、その次に「(c)」という知識を得て、その次に「…」というような比較的ゆっくりとした時間の流れが感じられる。したがって、先ほどのフローチャートはどこかが間違っていると考えられる。そこで、もう一度フローチャートを考え直

すことにする。

羽左衛門に興味をもつ

←

羽左衛門が出演している『三人吉三』のレコードを買う

←

他の役者の『三人吉三』も聞きたくなり、源之助が出演している『三人吉三』のレコードを買う

←

羽左衛門と源之助のせりふの読み方には相違点があると気づく

←

(※) 半四郎は源之助より優れた女形であること、『三人吉三』の初演は半四郎であること、吉三は黙阿弥が半四郎のために書いた役であることを知る

←

(a) 羽左衛門は立役で源之助は女形だと知る

←

(b) 半四郎は源之助より優れた女形であることに思い至る

←

(c) 『三人吉三』の初演は半四郎であることに思い至る

←

(d) 吉三は黙阿弥が半四郎のために書いた役であることを思い至る

←

(e) 歌舞伎の役を理解する

←

アツと思う(驚く・感動する)

このフローチャートは、傍線部の「それを知った時に、私はアツと思った」という表現から感じられる即時性を尊重しつつ、第32段落1文目の「羽左衛門から出発して源之助、半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した。」という表現に合致するように考え直したものである。「レコードを聞いて羽左衛門と源之助のせりふの読み方には相違点があると気づき、その後、『三人吉三』にまつわる(※)の内容を知る機会があり、ある時点で、(a)の内容についても知って、そのときになって、(※)の内容をふと思い出した(b)→(d)」ということになる。

実は、(※)の内容については、どのような順番で筆者の身に起こったのが明示されていない。第28・第29段落を見ると、このあたりの前後関係はかなりあいまいに書かれていることがわかるだろう。第32段落1文目の「羽左衛門から出発して源之助、半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した。」という表現を踏まえると、筆者は(※)で書かれている順で経験したのだと推測できる。ただし、源之助から半四郎へと移行した過程については多様な解釈が可能で、はっきりしない部分がある。「羽左衛門と源之助が演じた吉三について調べたところ初演が半四郎であることがわかり、そのときに半四郎は源之助より優れた女形であることを知り、その後、吉三は黙阿弥が半四郎のために書いた役であることを知った」というような順であったとも考えられる。どのような順序で物事が起こったのかわからずモヤモヤするかもしれないが、ここでは、「順序についてはよくわからないが、(※)というイベントがあったということはわかっている」という理解をしておくことにする。

さて、ここまで筆者の身に何が起こったのかを整理するのかなり手間取ってしまっただ。ここからは、設問そのものに立ち返って、「どうして筆者は『アツと思った』のか」という点について考えていこう。先ほどの考察から、「羽左衛門は立役で源之助は女形だと知り、そのときにさまざまなことを思い出し、歌舞伎の役を理解したと感じた」から「感動した・驚いた(アツと思った)」という説明ができる。ただ、これだけでは、「アツと思った」という表現から感じられる即時性を十分に説明できていないと思われる。筆者はおそらく、「羽左衛門は立役で源之助は女形である」と知って、自分もついていたほかの知識(半四郎や『三人吉三』に関する知識)を連鎖的に思い出し、「今まさに自分は歌舞伎の役を理解したのだ」という点と点がつながったことを感じるといふ体験をしたのではないだろうか。体験と知識、理解が即座に結びつくという経験が、感動や驚きをもたらしたのだと考えられる。

以上を踏まえて解答を書く、「三人吉三」での羽左衛門と源之助のせりふの読み方には、硬質さを感じるかやわらかさを感じるかという相違点があることに気づき、その後、前者は立役で後者は女形だと知って、半四郎は源之助より優れた女形であったこと、『三人吉三』の初演は半四郎であったこと、吉三は黙阿弥が半四郎のためにその芸風が活きるように書いた役であったことに思い至り、体験と知識が結びついて歌舞伎の役を理解するという経験をしたから」となる。

《解答要素》

- ① 『三人吉三』での羽左衛門と源之助のせりふの読み方には、硬質さを感じるかやわらかさを感じるかという相違点があることに気づき、
- ② その後、前者は立役で後者は女形だと知って、
- ③ 半四郎は源之助より優れた女形であったこと、『三人吉三』の初演は半

四郎であったこと、吉三は黙阿弥が半四郎のためにその芸風が活きるように書いた役であったことに思い至り、

- ④ 体験と知識が結びついて歌舞伎の役を理解するという経験をしたから。

《参照箇所》

- ① 第27段落1文目
- ② 第27段落2文目
- ③ 第28段落1～4文目、第29段落1・2文目
- ④ 第30段落1文目

問6

解答

歌舞伎を知るのに重要な働きをすることになる羽左衛門と出会い、実際にその舞台を見たことがないことに対して劣等感を抱くことになり、羽左衛門を出発点としてさまざまな想像をするという過程を経て歌舞伎の役を理解することができ、歌舞伎のことを深く知ることができたと感じ、また、劣等感からも解放されたこと。(147字)

難易度 ★★★★★

設問パターン 要旨把握型

解答範囲 リード文・Ⅱ(第9～第22段落、特に第9段落、第16段落、第

22段落)・Ⅲ(第23～第33段落、特に第30段落、第32段落)

解説

傍線部は、「少なくとも私は、そこまで夢見た時に、蔵の中の羽左衛門から脱出した」という一文に含まれている。冒頭に、「少なくとも」とあるので、傍線部はこれより前の部分、具体的には、「むろん私は羽左衛門も源之助も半四郎も知らない。しかしこの決して到達することのない地点を夢見る力がなければ、歌舞伎を知ることができないのではないだろうか。」(第32

段落1・2文目)の部分を受けていることがわかる。また、ここでは冒頭に「むろん」とあるので、それより前の部分、具体的には「羽左衛門から出発して源之助、半四郎に至って、お嬢吉三の役そのものに到達した」(第31段落1文目)の部分も受けていることがわかる。さて、ここで注意しておくべきことは、筆者は羽左衛門も源之助も半四郎も「知っている」ということである。問5でみたように、筆者はこれらの歌舞伎役者についての知識をもち、知識と体験が結びついたという経験を紹介している。それでは、「私は羽左衛門も源之助も半四郎も知らない」とは、いったいどのような内容を意味しているのだろうか。「この決して到達することのない地点」という表現に注目してほしい。実は、これより前の部分で、これと同じような表現が登場している。第20段落3文目の「いくら精密に資料をかさねていったとしても、たった一度でも羽左衛門を見たという体験には到達できない」という部分である。ここでも、「到達」という言葉が使われている。したがって、「私は羽左衛門も源之助も半四郎も知らない」というのは、「筆者は羽左衛門、源之助、半四郎といった役者を実際に見たという体験をしたことはない」という意味だと考えることができる。また、「この決して到達することのない地点」というのは「歌舞伎役者を実際に見るという体験」のことを指していると考えることができる。さらに、「夢見る力」というのは、「いくら精密に資料をかさねていったとしても、たった一度でも羽左衛門を見たという体験には到達できない」(第20段落3文目)の直後にある「あゝでもない、こうもあつたろうかと考え、想像する力」(第21段落1文目)と同内容を意味していると考えることができる。ここまでは考えると、傍線部直前の「そこまで夢見た」(第33段落1文目)というのは、第32段落2文目の「この決して到達することのない地点を夢見る力」の部分を受けていると推定することができる。ここまでは踏まえると、この設問では、「(羽左衛門、源之助、半四郎といった

役者を実際に見たという体験をしたことはなく、その体験には及ばないとわかったうえでこれらの役者についてあれこれ想像したときに、最終的に歌舞伎の役を理解することができ、蔵の中の羽左衛門から脱出した」とはどういうことを意味しているのかを答えなければならないということになる。

さて、いよいよ「蔵の中の羽左衛門から脱出した」が意味する内容について考えていく。「脱出」は、一般的に「抜け出ること」を意味する。「蔵の中」の意味については、リード文で触れられている内容(「作者が、蔵の中で歌舞伎の『勧進帳』のレコードを聞き、富樫の役を演じた十五代目市村羽左衛門の声に感動した体験を踏まえて書かれている」)、そして、第7段落1～4文目で触れられている内容(「同級生やほんの二、三年違いの先輩はみんな羽左衛門を見ている。しかしいくらふくらんでいったとしても、羽左衛門は私の心の蔵の中に閉じこもったままであった」)を根拠に考えていくことになる。

まずは、リード文で触れられている内容をもとに考えよう。この部分を根拠に考えると、「蔵の中の羽左衛門」は、「筆者が歌舞伎を知るのに重要な働きをすることになる羽左衛門(との出会い)」といった意味になるだろう。それでは、このような「羽左衛門」から「抜け出る」とは何を意味しているのか。本文を通して語られていたのは、いかにして筆者が歌舞伎を「知る」に至ったかという内容であった。したがって、「蔵の中の羽左衛門から脱出した」というのも、「歌舞伎を知るのに重要な働きをすることになる羽左衛門との出会いから始まる『初心者』の段階を抜け出し、(あれこれ想像するという過程を経て)歌舞伎のことを深く知ることができた段階に入った」ことを意味すると考えることができる。

次に、第7段落1～4文目で触れられている内容をもとに考えていく。「蔵の中の羽左衛門」は、「舞台を見ていないことに対して劣等感を抱き、実際

に見るという体験には及ばないとわかったうえであれこれ想像する対象であつた羽左衛門」ということになるだろう。それでは、このような「羽左衛門」から「抜け出る」とは何を意味しているのか。一つには、「劣等感から抜け出した」という内容が表現されていると予測することができる。つまり、「蔵の中の羽左衛門から脱出した」という表現は、「実際に羽左衛門の舞台を見たことがないことに対して劣等感を抱いていたが、あれこれ想像する過程を経て、（舞台を見たことがなくても）歌舞伎を深く知ることができたと感じるに至って、そのような劣等感から解放された」ということを意味しているという解釈をすることができる。一方で、単に、「羽左衛門についてあれこれ想像する段階から抜け出し、歌舞伎のことを深く知ることができた段階に入った」ということを意味しているという解釈をすることもできる。

ここまでを踏まえて解答を書く、「歌舞伎を知るのに重要な働きをすることになる羽左衛門と出会い、実際にその舞台を見たことがないことに対して劣等感を抱くことになるが、羽左衛門を出発点としてさまざまな想像をするという過程を経て歌舞伎の役を理解することができ、歌舞伎のことを深く知ることができたと感じ、また、劣等感からも解放されたこと。」となる。

《解答要素》

- ① 歌舞伎を知るのに重要な働きをすることになる羽左衛門と出会い、
- ② 実際にその舞台を見たことがないことに対して劣等感を抱くことになるが、
- ③ 羽左衛門を出発点としてさまざまな想像をするという過程を経て
- ④ 歌舞伎の役を理解することができ、
- ⑤ 歌舞伎のことを深く知ることができたと感じ、
- ⑥ また、劣等感からも解放されたこと。

《参照箇所》

- ① リード文
- ② 第16段落4文目
- ③ 第22段落1文目、第32段落1文目
- ④ 第31段落1文目、第32段落1文目
- ⑤ 本文全体、特に第8段落1文目、第16段落5文目など
- ⑥ 第16段落4文目

問7

解答 ① 籠（った）・籠（った） ② 寄席 ③ 我慢 ④ 講師 ⑤ 誘拐

難易度 ★★☆☆

設問パターン 知識・教養

解説

やや難しいレベルの漢字の書き取り問題だったと思われる。大学受験では、合否のボーダーライン付近で何十人もの人がひしめきあっており、本番では漢字の1点で合否が決まることもある。たかが漢字と思わずに、しっかりと漢字の知識も身につけておこう。

「講師が見てきたような嘘」については聞きなれない受験生が多いと思われるが、この言葉は、「まるで自分が見てきたかのような巧みな嘘」という意味である。今回は、「漢字の問題だが、その意味を説明するのが難しい」というケースだったが、「語句説明の問題だが、その漢字を書くのは難しい」という逆のケースも考えられる。自分で勉強するときには、「入試でどのような問題が出されたら自分が困るか」ということを念頭において、貪欲に知識を吸収するよう心掛けてほしい。

（中田敢士、森岡桃子、伊藤麻祐）

2015年度 九州大学 前期 国語

二 評論

難易度	所要時間	出典	傾向と対策
★★★★☆	40分	内田義彦『社会認識の歩み』からの出題。内田義彦は経済学者で、専門は経済学史と社会思想史。代表作に、『経済学の生誕』、『社会認識の歩み』、『資本論の世界』などがある。アダム・スミスの研究から生まれた市民社会論を思想の中心とし、人間の平等を理念とする市民社会の現代的意味を問いつけた。	本文で用いられている論理のレベル、語彙のレベルはいずれも標準的で、本文の読解に苦労するということはないように思われる。本文では、一貫して「何を自明のものとするか」、「举证責任は誰(何)にあるのか」について議論されており、設問でもこのことについて問うたものが大半であった。問1では、ホッブスの考え方に基づいて人間とルールの関係について問われた。この設問で考えた内容がすべての設問を解くうえでの前提となっている。現代文の問題は、設問を解くことに本文の理解が進んでいくように作られていることが多いが、今回は、ほとんどの問題で同じ論理が問

傾向と対策

われたので、問1にきちんと答えられたかどうか特に重要であったといえる。問2では、本文全体を見渡して解答要素をきちんと不足なく把握することが求められた。問3では、「ペテン」という言葉のニュアンスを踏まえて答えるという問題で、説明が求められる言葉(この設問では「ペテン」)がより難しくなった場合でも、本文との対応関係とその言葉自体がもつニュアンスの両方を押さえて解答を書く必要があるということを確認できる問題だった。問4～6では、問1で確認した考え方に基づき、本文中での対比や言い換えに気をつけて考えることが求められた。問7は、かなりやさしめの漢字の書き取り問題だった。奇をてらった問題はなく、現代文の基本がきちんと理解できていれば、それほど苦戦することはなかったと思われる。

解答

問1 ホッブスは、集まって生活を営む人間たちのみを自明の前提としており、そうした人間の自己保存のための手段にすぎない、市民社会のルールを前提から排除したということ。(79字)

問2 人間だけを自明の前提として、むしろルールこそ人間に寄与する、存在理由を論証すべき対象とするホッブスの論理は、人間がルールを問う客観的な主体としての自覚をもち、それを論理的に説明するという社会科学のあり方を体現したものであり、汎用性があるものだから。(125字)

問3 本当は筆者自身が立証しなければならないのに、相手側が立証しなけ

ればならないように振る舞って、相手をだましてその責任を負わせたということ。(68 字)

問 4 日本では、国家や制度が自明のものとして考えられており、それ自体が存在意義をもつものとされ、人間はこれらを支える一手段にすぎず、絶対的な価値をもたないと思なされているという意味。(88 字)

問 5 天あるいは神から与えられた、存在理由を問うまでもなく重視されるべきものが、西洋では人権であると考えられ、それを支える手段として国権が存在するとされたのに対して、日本では国権であると考えられ、それを支える手段として人権が存在するとされたというふうに違う。(126 字)

問 6 生きている人間諸個人こそが自明な存在なのであり、社会を成して生きる人間にとってルールや国家などの形でなんらかの強制力のある制度が必要であることは間違いないが、そういった制度は人間を支えるためのもので、その正しさは自明ではないから。(115 字)

問 7 ① 導き ② 擁護 ③ 納得 ④ 伴う ⑤ 端緒

本文解説

段落解説

I ホッブスと「拳証責任の転換」の問題(第1〜第3段落)

ホッブスは、「市民社会のルールとして通用しているもの」を前提から排除した。彼が「自明のもの」とするのは人間だけで、法は「人間の自己保存のための手段」にすぎず、決して「自己目的」ではない。なぜルールが必要か、なぜ国家が権力をもたなければならないかを証明する責任は、ルールや国家の諸制度の方におかれている。ホッブスの所説の結論部分だけを考える

と、「絶対王政の理論的な支柱として」利用されていたという点は否めないが、「論証の前提、論証の過程そのものについていうと、自明のものとするのは人間だけであって、ルールはその自明なものの存在のために」あり、「だから論証されねば」ならないという形になっている。それゆえ、ホッブスが立てた前提、ホッブスが用いた論理にもとづいて、「ホッブスをくつがえすことが可能」になる。したがって、このようなホッブスの考え方は、ルールを問う存在としての自覚をもち、制度を論理的に解明するという社会科学の考え方を体現したものであるということができ、社会科学上大きな意味をもつ。このことを、筆者は「社会科学における『拳証責任の転換』の問題」と名づけている。

II 拳証責任の具体例(第4〜第7段落)

例えば、公害問題が発生したときのことを考えてみよう。「工場がそれを意識的に引き起こしたということを被害者の側が実証しなければならないのか」、「工場の側で、公害をひき起こしていないことを立証しなければならないのか」は、「たいへんな違いがそこから起こって」くる。また、筆者は、講義のときに、学生(と思われる人物)に対して、「君が持っている本は僕の持ち物の中から盗んだものではないということを証明してほしい」と要請して、その相手を困らせたというエピソードに言及する。その人は、本当はそんなことをする必要などなかったのに、筆者が、あたかもその人には盗んでいないということを証明する責任があるかのように振る舞ったため、だまされて厄介な責任を負うことになってしまったのである。このようなことは、民法を知っている人にはすぐわかることだが、「民法にそう書いてあるから」という理由で物事を判断するのは心もとない。「なぜ民法にそう書いてあるのかを心得て」おくことが必要である。いつ拳証責任の転

換が行われるかは大問題で、それについて細かいルールが決められてきたが、ルールをなぜ、どう決めたか、ということの裏側に、ルールそのものがなぜ、なんのためにあるのか、ということがある。それがわかっていなければ、ルールの意味もわからないし、ルールを直していくこともできない。常に「自分は悪くない」という証拠をもっていなければならないという思想は、人間が常に恐怖にさらされている状態を導くことになる。一方で、法が常にいい(正しい)とは限らないことを考えれば、「民法にそう書いてあるから(自分が悪くないという証拠をもっている必要はない)」という思想も恐ろしいものである。

Ⅲ 挙証責任に関する西洋と日本の違いと制度を考察する際に社会科学が果たす役割(第8、第12段落)

一方、日本では、人間が挙証責任を負うことが多いように思われると筆者は指摘する。国家や制度が「自明なもの」として扱われ、人間は、国家や制度を守るための手段としての存在理由・存在価値の説明が求められているという。ここで筆者は、西洋では、人権が自明なものとされ、国権は人間のためのものとしてその必要性を説明することが求められるが、日本では、国権が自明なものとされ、人権は国家・制度のためのものとしてその必要性を説明することが求められるという河上肇の考えに同意を示している。ルールや国家が正しいという保証はどこにもなく、決して「自明なもの」ではない。「自明」なのは人間だけであり、ルールや国家は人間のために存在している。だから、ルールや国家が必要であることを示す責任は、ルールや国家の側にある。このことを確認して理論をつくったという意味で、ホッブスの考え方は現代に生きているといえるのだという。ルールの存在根拠を問う主体としての自覚をもって制度を論理的に説明しようとするときに、社会科学を生か

すことができる。

百字要旨

ホッブスは、自明なものは人間だけで制度が必要な理由が論証される必要があるという、日本と逆の考え方をしており、ルールを問う存在として制度を論理的に説明しようとするときには、社会科学を生かすことができる。

(100字)

用語解説

― 出典：『広辞苑 第六版』(岩波書店)

御破算 そろばんで次の計算に移るときに、さきに数を置いた珠をくずし払うこと。

今までやってきたことを、最初の何もなかった状態に戻すこと。

抽象的

抽象して物事の一般性を捉えるさま。

現実から離れて具体性を欠いているさま。

モラル

道徳。倫理。

道徳を単に一般的な規律としてではなく、自己の生き方と密着させて具象化したところに生まれる思想や態度。

挙証

証拠を挙げ示すこと。

擁護

かばい守ること。

覆す

ひっくり返す。

国家や政権などを倒す。

今までのことを否定して、根本から変える。

ペテン

いつわりだますこと。

厄介

他家に食客となつてゐること。

江戸時代、家長の傍系親で被扶養者の称。

生活の面倒をみることに。世話をするに。

面倒なこと。

同居。また、同居人。

天賦 生まれつき。

卓見 優れた見識。

伴う 一緒に行く。

同時に生ずる。付きまとう。

資本主義 封建制化に現れ、産業革命によって確立した生産様式。商品生産

が支配的な生産形態となっており、生産手段を所有する資本家階

級が、自己の労働力以外に売るものを持たない労働者階級から労働

力を商品として買い、それを使用して生産した剰余価値を利潤

として手に入れる経済体制。

社会主義 生産手段の社会的所有を土台とする社会体制、およびその実現を

目指す思想・運動。

狭義には、資本主義に続いて現れるとされる共産主義社会の第一

段階を指す。

非マルクス主義的社会主义の運動および思想。マルクス主義の社

会主義運動が共産主義運動と呼ばれるのを区別するため、社会民

主主義を特にこの名称で呼ぶことがある。

主体 天子の体。転じて、天子。

性質・状態・作用の主。

主観と同意味で、認識し、行為し、評価する我を指すが、主観を主と

して認識主観の意味に用いる傾向があるので、個性性・実践性・身

体性を強調するために、この訳語を用いるに至った。

集合体の主要な構成部分。

客観的 特定の個人主観の考えや評価から独立して、普遍性を持っているこ

と。

端緒 事の始まり。糸口。

設問解説

問 1

解答 ホッブスは、集まって生活を営む人間たちのみを自明の前提としてお

き、そうした人間の自己保存のための手段にすぎない、市民社会のル

ールを前提から排除したということ。(79 字)

難易度 ★★☆☆☆

設問パターン 要約型・指示語説明型

解答範囲 I (第1～第3段落、特に第1段落)

解説

まず、傍線部を含む一文全体を確認しよう。第1段落9文目の「それが自

然状態を設定したという意味でありまして、ですから」の部分から、「そ

れ」と「自然状態を設定した」は同内容であることがわかる。また、「です

から」以降の部分は、「自然状態を設定した」にかかわる内容を受けたう

えでの議論であり、問1を解く際には考慮しなくてよさそうだと予測できる。

次に、「それ」が指す内容を明らかにしていこう。冒頭からもう一度本文を

読み直すと、「それ」にいたるまでの部分では、「人間が自明のもの、自己目

的」(第1段落8文目)であるということと、法は「自己目的ではない」(第

1段落6文目)ということの二つが繰り返し述べられているとわかる。具体

的に、次のように整理できる。

「人間が自明のもの、自己目的である」という主張と同内容の部分

第1段落4・5文目 「彼の前提とするものは人間だけです。人間だけが前提とされて、その人間が集まって生活を営むために、いかなる条件があるかということが、人間の分析それ自体から導き出されています。」

「法は自己目的ではない」という主張と同内容の部分

第1段落1～3文目 「ところがホッブスになりますと、君主とか国王とかそのものが一度御破算にされます。そもそも道徳、市民社会のルールそのものが御破算になる。つまり市民社会のルールとして通用しているものが御破算にされます。」

第1段落6・7文目 「昔からある法がそのまま前提とされているわけでもありませんし、第一、法は、ここでは決して自己目的ではないのです。あくまでも人間の自己保存のための手段にすぎない。」

これを踏まえて解答をまとめていくが、ここで、「自然状態」という言葉そのものについても考えてみたい。「自然状態」は、社会契約説において国家・社会が成立する以前に想定される人間の状態のことを指すが、ホッブスはこれを「自己保存欲による戦争状態」とした。このことから、先ほど確認した「人間が自明のもの、自己目的である」という主張、「法は自己目的ではない」という主張のいずれもが、「自然状態」という言葉の定義と対応関係をもちことがわかる。

ここで、「御破算」というのは、「市民社会のルールを前提から排除した」というような意味をもつと考えられる。さらに、「自然状態を設定した」と

いうのは、「ホッブスが〇〇という状態を『自然状態』だと考えた」ということであり、解答ではこのことも明示しておきたい。

さて、「法は自己目的ではない」という内容を説明する要素として、「市民社会のルールを前提から排除した」という表現ではなく、「君主や国王を前提から排除した」という表現を選んだ人もいるかもしれない。たしかに、後者の表現でも「完全な間違い」とまではいえない。しかし、第1段落1～3文目をみると、「君主とか国王とかそのものが一度御破算にされます。そもそも道徳、市民社会のルールそのものが御破算になる。つまり市民社会のルールとして通用しているものが御破算にされます。」とあり、「つまり」という表現から、「市民社会のルール」という表現は「君主や国王」という表現よりも上位の概念であることがわかる。したがって、解答で用いる表現としては、上位概念である「市民社会のルール」のほうが望ましいと考えることができる。普段の学習から、本文中で同じような内容を表していると思われる言葉に対して、「上位概念はどちらか?」、「どの言葉を解答に含めるべきか?」などを考えるクセをつけておけば、入試本番でも適切な表現を用いて解答を作成することができるだろう。

以上より、解答は、「ホッブスは、集まって生活を営む人間たちのみを自明の前提としておき、そうした人間の自己保存のための手段にすぎない、市民社会のルールを前提から排除したということ。」となる。

《解答要素》

- ① 集まって生活を営む人間たちのみを自明の前提としておき、
- ② そうした人間の自己保存のための手段にすぎない、
- ③ 市民社会のルールを前提から排除した
- ④ 「ホッブスが」と考えた」という文章構造

《参照箇所》

- ① 第1段落4・5・8文目
- ② 第1段落7文目
- ③ 第1段落1～3文目
- ④ 第1段落1文目

問2

解答

人間だけを自明の前提として、むしろルールこそ人間に寄与する、存在理由を論証すべき対象だとするホッブスの論理は、人間がルールを問う客観的な主体としての自覚をもち、それを論理的に説明するといふ社会科学のあり方を体现したものであり、汎用性があるものだから。

(125字)

難易度 ★★☆☆☆

設問パターン 要約型・理由補填型・指示語説明型

解答範囲 I (第1～第3段落、特に第3段落)、Ⅲ (第8～第12段落、特に第12段落)

解説

まず、傍線部を含む一文全体を確認しよう。第3段落4文目の「この点が、社会科学上ホッブスのもつ非常に大きな意味です」の部分から、「この点」が「非常に大きな意味」を表しているとわかる。次に、「この点」が指す内容を把握するために本文をさかのぼっていくと、第3段落1～3文目の「しかし結論を別にしてもホッブスをくつがえすことが可能となります」の部分に該当しそうだとなり、さらに、「しかし」があることを踏まえると、その前の「ホッブスの所説を結果だけで見ますとくそついう面をもっていたことは否定できません」(第2段落1・2文目)の部分も該当しそうだとなる。

る。

さて、これで「この点」がどのような内容を指しているかはおよそ把握できた。しかし、これだけで解答を作成することはできない。というのも、この設問で求められているのは、「この点」が「社会科学上ホッブスのもつ非常に大きな意味です」といえる理由を説明することだからである。つまり、「社会科学」の観点から「この点」を吟味しなければならないのだ。ところが、傍線部の付近では「社会科学」がどのようなものか、といった議論はなされておらず、本文に即して「社会科学」という観点から「この点」を考え、何か?」に言及している部分を探していくと、第12段落2・3文目に、「ルールの存在根拠を人間の側で問うてゆくということがなければ、社会科学は生きてこないでしょう。主体としての自覚があつて客観的認識の端緒が出ると言いましたけれども、ルールを問う存在でないと主体ともいえないし、制度を論理的に説明する学問でなければ社会科学的認識ともいえない」という説明が出てくる。したがって、この設問で要求されている「社会科学上」大きな意味だといえる理由を答えるためには、この部分をきちんと理解しなくてはならない。このように、傍線部の前後だけでは解答を作成できず、傍線部から遠く離れた解答範囲を踏まえて設問を考えなければならぬこともあるということを覚えておいてほしい。さて、この部分を改めてみていくと、「主体としての自覚があつて客観的認識の端緒が出ると言いましたけれども、ルールを問う存在でないと主体ともいえないし、制度を論理的に説明する学問でなければ社会科学的認識ともいえない」(第12段落3文目)の部分から、筆者は、「社会科学では客観性が求められる」、「社会科学はルール・制度の存在理由を論理的に解き明かしていく」ということを念頭において本文が書かれていると考えることができる。このことを踏まえて改めてホッブスの考

え方をみると、次のように「社会科学」と対応する考え方をしていたことがわかる。

ホッブス

人間…自明

↓ルールは人間のためのもので、なんのために必要かを論証しなくてはならない

社会科学

人間…主体

↓ルールを問う主体としての自覚を持って、ルールの存在根拠を人間の側で問う必要がある

さらに、ホッブスの考え方は、結論こそ既存の制度を肯定する内容になってしまったが、理論的には、「ホッブス自体の立てた前提に立って、またホッブス自体の論理を使って、ホッブスをくつがえすこと」も可能だったのである（例えば、「人間こそが自明なものであるとして、人間を守るための手段としてルールを考えたとき、有能な為政者を選出するために、民主的な政治を行う必要がある（だから絶対王政は廃止せねばならない）」という結論が導かれるという可能性もあった）。つまり、ホッブスの議論は「社会科学」で求められる客観性を体現したものであり、論証の前提・過程を汎用することができるのである。これこそが、設問で求められた「社会科学上ホッブスのもつ大きな意味」と言える理由である。

ここまでを踏まえて解答を書くと、「人間だけを自明の前提として、むしろ

ろルールこそ人間に寄与する、存在理由を論証すべき対象だとするホッブスの論理は、人間がルールを問う客観的な主体としての自覚をもち、それを論理的に説明するという社会科学のあり方を体現したものであり、汎用性があるものだから。」となる。

《解答要素》

- ① 人間だけを自明の前提として、
- ② むしろルールこそ人間に寄与する、
- ③ 存在理由を論証すべき対象だとするホッブスの論理は、
- ④ 人間がルールを問う客観的な主体としての自覚をもち
- ⑤ それを論理的に説明するという社会科学のあり方を体現したものであり、
- ⑥ 汎用性があるものだから

《参照箇所》

- ① 第3段落1文目
- ② 第3段落1文目
- ③ 第3段落2文目
- ④ 第12段落2・3文目
- ⑤ 第12段落3文目
- ⑥ 第3段落1～3文目

問3

解答

本日は筆者自身が立証しなければならないのに、相手側が立証しなければならぬように振る舞って、相手をだましてその責任を負わせたということ。（68字）

難易度 ★★☆☆

設問パターン 要約型

解答範囲 II (第4～第7段落)

解説

まず、「僕のペテン」という言葉が表す内容は何かをみていくと、第5段落と第6段落の傍線部より後ろの部分の内容が中心となりそうだとわかる。具体的にみていくと、「筆者は、講義のときに、学生（と思われる人物）に対して、その人が持っている本は筆者のものではないということ（＝その人が持っている本は筆者から盗んだものではないこと）を証明する」ように要求したが、実は、「その人はそんなことを立証する責任などなかった」という内容を指して、「ペテン」と言っているのだとわかる。また、第4段落をみると、「ある工場がそれ（＝公害）を意識的に引き起こしたということを被害者の側が実証しなければならないのか、逆に工場の側で、公害をひき起こしていないということを立証しなければならないのか」（第4段落4文目）、「実際問題として、たいへんな違いがそこから起こってきます」（第4段落5文目）とあり、ここでは、「何かを実証する責任はどちらにあるのか」という観点が重要であることが確認できる。

ここで、「ペテン」という言葉の意味を確認しておこう。「ペテン」とは、「だますこと」のことであり、したがって、解答ではこのニュアンスを明確に表現することが求められる。このことも踏まえて解答を書くとき、「本当は筆者自身が立証しなければならないのに、相手側が立証しなければならないように振る舞って、相手をだましてその責任を負わせたということ。」となる。

《解答要素》

- ① 本当は筆者自身が立証しなければならないのに、
- ② 相手側が立証しなければならないように振る舞って、
- ③ 相手をだましてその責任を負わせたということ

《参照箇所》

- ① 第6段落5文目
- ② 第5段落1～4文目
- ③ 第6段落2・3文目

問4

解説

日本では、国家や制度が自明のものとして考えられており、それ自体が存在意義をもつものとされ、人間はこれらを支える一手段にすぎず、絶対的な価値をもたないといまなされているという意味。（88字）

難易度 ★★☆☆

設問パターン 要約型

解答範囲 III (第8～第12段落、特に第9段落、I (第1～第3段落、特

に第1段落)

解説

まずは、傍線部を含む一文を確認すると、「でないと死刑だ、とまではいわれなくても」という書き出しで始まっている。「でないと」という接続語から、傍線部を考えるうえで、まずこれより前の部分を理解することが重要であると予想がつく。本文をみると、日本では、人間は「生きている価値のある証拠」（第9段落4文目）をあげることが求められているという。さらに、傍線部の後ろの部分にも目を向けると、第9段落6文目には「（人間は）手段としてつねに存在理由をあげさせられている」ともある。これらを踏ま

えると、どうやら、「日本では、人間は手段にすぎず、その価値は絶対的なものではない」という内容が、傍線部が表す内容の中心となりそうだとわかる。そこで、改めて傍線部をみると、この内容は傍線部後半の「人間は手段化される」の部分に対応しているとわかる。

ここまで考えたところで、これまでの設問で考えてきた内容を思い出してほしい。問1では、ホッブスは、「人間は自明のものであり、市民社会のルールは人間の自己保存のための手段にすぎない」と考えていたことを確認した。これは、傍線部とちょうど対になる内容であることに気づいてほしい。つまり、傍線部前半の「国家とか制度が自己目的化されて」というのは、「国家や制度が自明のものである」ということを意味していると想像がつく。さらに、「市民社会のルールは人間の自己保存のための手段にすぎない」という内容を踏まえると、「手段」という言葉は、「何かを支えている」というニュアンスをもつと考えることができる。また、先ほど考察した「日本では、人間の価値は絶対的ではない」という内容を踏まえると、逆に、「国家や制度が自明のものである」ということは「国家や制度はその存在意義が保証されている」ということを含意していると考えることができる。これらを踏まえて解答を書くと、「日本では、国家や制度が自明のものとして考えられており、それ自体が存在意義をもつものとされ、人間はこれらを支える一手段にすぎず、絶対的な価値をもたない」とみなされているという意味。」となる。

さて、傍線部を含む第9段落では、「とにかく日本では、われわれ人間はしょっちゅう挙証責任を背負い込んで歩いて」(第9段落2文目) おり、「なんのために生きているのか」(第9段落3文目) が問われているということが語られている。「挙証責任」も本文中のキーワードの一つであり、これも「人間は手段化されている」という表現に含まれる内容だと考えた人もいるかもしれない。ただ、傍線部直後の「手段としてつねに存在理由をあげさせ

られている」(第9段落6文目) という内容が、「人間は手段化されている」という表現に含まれる内容かどうかは判然としない。したがって、「ここでは「挙証責任」に関する内容は「手段化」の説明内容に含めないこととする。

《解答要素》

- ① 日本では、
- ② 国家や制度が自明のものとして考えられており、
- ③ それ自体が存在意義をもつものとされ、
- ④ 人間はこれらを支える一手段にすぎず、絶対的な価値をもたない」とみなされているという意味

《参照箇所》

- ① 第9段落2文目
- ② 第9段落2、4文目、第1段落8文目
- ③ 第9段落2、4・6文目
- ④ 第1段落8文目、第9段落4・6文目

問5

解答

天あるいは神から与えられた、存在理由を問うまでもなく重視されるべきものが、西洋では人権であると考えられ、それを支える手段として国権が存在するとされたのに対して、日本では国権であると考えられ、それを支える手段として人権が存在するとされたというふうに違う。(126字)

難易度 ★★☆☆☆

設問パターン 要約型

解答範囲 Ⅲ(第8、第12段落、特に第10段落)、Ⅰ(第1、第3段落、特

に第1段落)

解説

傍線部中の「自明のもの」という言い回しに注目したい。この言い回しは、本文中で何度も登場しており、『自明でないもの』は『自明でないもの』の存在のためにある(だから『自明でないもの』はその必要性を論証する必要がある)』という文脈で使われていた。したがって、ここでも同様の議論をすることになると想像がつく。ここで、傍線部直前をみると、「明治末期の河上肇は、西洋は天賦人権、人賦国権。日本は天賦国権、国賦人権。」(第10段落1・2文目)とあり、さらに傍線部を挟んで、第10段落4文目の「だから日本では国家の存在理由を問う学問とか宗教は起こってこない」の部分へと続く。これらのことから、「明治末期の河上肇」は、西洋と日本では「天賦」のもの、すなわち、第1段落4・8文目で使われていた表現を使えば、「前提となる自明のもの」が異なると考えていたことがわかる。さらに、「天賦」という表現からは、「天(あるいは神)」から与えられたものであるからこそ、存在理由を問うまでもなく重視されるべきだというニュアンスが感じられる。

また、「自明でないもの」について考えると、「明治末期の河上肇は、西洋は天賦人権、人賦国権。日本は天賦国権、国賦人権。」(第10段落1・2文目)とあり、「天賦」が「自明のもの」、「人賦」が「その自明のもののために必要な別の何か」にそれぞれ対応しており、次のように整理できることがわかる。

西洋

自明のもの…人権

自明でないもの(自明のものの存在のためにある、自明のものを支える手段)…国権

日本

自明のもの…国権

自明でないもの(自明のものの存在のためにある、自明のものを支える手段)…人権

これを踏まえて解答を書くと、「天あるいは神から与えられた、存在理由を問うまでもなく重視されるべきものが、西洋では人権であると考えられ、それを支える手段として国権が存在するとされたのに対して、日本では国権であると考えられ、それを支える手段として人権が存在するとされたというふうに違う。」となる。

《解答要素》

- ① 天あるいは神から与えられた、
- ② 存在理由を問うまでもなく重視されるべきものが、
- ③ 西洋では人権であると考えられ、
- ④ それを支える手段として国権が存在するとされたのに対して、
- ⑤ 日本では国権であると考えられ、
- ⑥ それを支える手段として人権が存在するとされたというふうに違う

《参照箇所》

- ① 第10段落1・2文目
- ② 第10段落4文目

- ③ 第10段落1文目
 ④ 第10段落1文目、第3段落1文目
 ⑤ 第10段落2文目
 ⑥ 第10段落2文目、第3段落1文目

問6

解答

生きている人間諸個人こそが自明な存在なのであり、社会を成して生きた人間にとってルールや国家などの形でなんらかの強制力のある制度が必要であることは間違いないが、そういった制度は人間を支えるためのもので、その正しさは自明ではないから。(115字)

難易度 ★★☆☆☆

設問パターン 要約型

解答範囲 Ⅲ(第8～第12段落、特に第12段落)

解説

まずは傍線部中の「存在の立証責任」が何を意味するのかについて、しっかり押さえておこう。実は、この言葉が意味する内容について本文中で明確に示されているわけではない。しかし、語感の近さから、「挙証責任」に近い意味をもっているのではないかと推測することができる。実際、立証とは「証拠立てること」を指す。挙証責任とは、「証拠を挙げる責任」であり、本文中では、「誰が挙証責任を負うのか」が重要な論点として語られていた。したがって、「立証責任」についても、同様の論点が伴うと考えられる。次に、「存在の立証責任」について考えよう。本文中で「存在」についての言及があったのは、第3段落1文目「自明のものとするのは人間だけであって、ルールはその自明なものの存在のためにある」(「だから論証されねば」ならない)、第9段落6段落「(国家や制度のための)手段として(人間は)つね

に存在理由をあげさせられている」などの部分である。このことを踏まえると、「存在の立証責任」とは、「ある存在(もの)がなぜ必要なのかという証拠を挙げる責任」のことだと理解することができると考えられる。したがって、この設問では、「ルールや国家がなぜ必要なのか」という証拠を挙げる責任がルールや国家の側にあるといえる理由」を説明することが求められているとわかる。それでは、この理由について考えていこう。傍線部を含む一文をみると、「だから存在の立証責任はルールや国家の側にある」(第11段落7文目)とあり、「存在の立証責任はルールや国家の側にある」といえる理由は、「だから」の前の部分で説明されていると想像がつく。改めて本文をみると、第11段落1～6文目には、「人間は社会を成して存在しているものだから、ルールがたしかに要ります。またルールには強制力が伴う。これは避けられないと思いますが、ルールが、またそれを強制する国家が、正しいという保証はどこにもない。歴史上あった、また現にあるルールとか国家は自明のものではない。自己目的でもない。自明なものは生きている人間諸個人なのであって、ルールや国家はそのためにこそある。」と書かれており、これをまとめればよい。

解答は、「生きている人間諸個人こそが自明な存在なのであり、社会を成して生きる人間にとってルールや国家などの形でなんらかの強制力のある制度が必要であることは間違いないが、そういった制度は人間を支えるためのもので、その正しさは自明ではないから。」となる。

《解答要素》

- ① 生きている人間諸個人こそが自明な存在なのであり、
 ② ルールや国家といった存在は、社会を形成して集団で生活する人間を支えるべきものであり

- ③ その必要性や正しさは自明ではないから

《参照箇所》

- ① 第11段落6文目
② 第11段落6文目
③ 第11段落3～5文目

問7

解答 ① 導き ② 擁護 ③ 納得 ④ 伴う ⑤ 端緒

難易度 ★☆☆☆☆

設問パターン 知識・教養

解説

①、③は極めて基本的なレベルの漢字問題。②、④、⑤は、標準的なレベルの漢字問題だった。⑤の端緒などは、むしろ言葉の意味をきちんと理解できていることのほうが重要である。大学受験では、合否のボーダーライン付近で何十人も人がひしめきあっており、本番では漢字の1点で合否が決まることもある。たかが漢字と思わずに、しっかりと漢字の知識も身につけておこう。

(中田敢士、森岡桃子、昆野祐己)